

朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法および関連政令

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、2002年9月の新義州特別行政区の設置に続き、大韓民国（以下、韓国とする）に隣接する開城に開城工業地区が設置された。

最高人民会議常任委員会は2002年11月13日に『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて』という政令を出し、法的に開城工業地区の設置を宣言した。

2002年11月20日には『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。

開城工業地区は、韓国の現代峨山、韓国土地公社、北朝鮮の民族経済連合会、三千里総会社が主体となって建設を行う予定になっている。この法律では外国人、外国企業の投資を特に制限はしていないが、韓国からの投資を主な対象として、設置され、建設が行われていく地区だ。

推奨業種としては、インフラ投資、先端科学技術と共に軽工業分野があげられていることが特徴だ。労働力の採用については、「外国人投資法」で規定されているような「労働力斡旋機関」を通じての採用が義務づけられていない。これが南側企業による自由な労働力の採用につながるかどうかは、現段階では不明だ。

今後、この法律の施行細則等を通じて、開城工業地区の投資条件が明らかになると思われる。南北間の投資条件については、2000年11月に南北間で署名された南北間の経済関連の4つの合意書に規定されている。これらの合意書に書かれた内容が、北朝鮮の法律にどのように規定されていくのかが注目される。

以下は、ERINA 翻訳による『朝鮮民主主義人民共和国新義州特別行政区基本法』全文および政令『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて』である。

なお、政令中の地名の翻訳に当たっては、申大興『最新朝鮮民主主義人民共和国地名辞典』（雄山閣出版、1994）を参考にした。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会政令 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法を採択することについて

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は、下記のとおり決定する。

1. 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法を採択する。
2. 朝鮮民主主義人民共和国内閣及び当該機関は、この法を執行するための実務的対策を立てる。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会

チュチェ 91 (2002) 年 11 月 20 日

平壤

朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法

第一章 開城工業地区法の基本

第1条 開城工業地区は、共和国の法に従い管理運営する国際的な工業、貿易、商業、金融、観光地域である。

朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法は、工業地区の開発及び管理運用において制度及び秩序を厳格に確立し、民族経済を発展させることに貢献する。

第2条 工業地区の開発は、地区の土地を開発業者が賃借して、敷地の整理及びインフラ建設を行い、投資を誘致する方法で行う。

工業地区は、工場区域、商業区域、生活区域、観光区域等に区分する。

第3条 工業地区では南側及び海外同胞、外国の法人、個人、経済組織が投資を行うことができる。

投資家は、工業地区に企業を創設し、又は支社、営業所、事務所等を設置して経済活動を自由に行うことができる。

工業地区では、労働力の採用、土地の利用、税金の納付等の分野で特恵的な経済活動条件を保障する。

第4条 工業地区では社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民の健康及び環境保護に害を与え、又は経済技術的に立ち後れた部門の投資及び経営活動を行うことができない。

インフラ建設部門、軽工業部門、先端科学技術部門の投資は、特に奨励する。

第5条 工業地区の事業に対する統一的指導は中央工業地区指導機関が行う。

中央工業地区指導機関は、工業地区管理機関を通じて、工業地区の事業を指導する。

第6条 機関、企業所、団体は、工業地区の事業に関与することができない。

必要に応じ工業地区の事業に関与しようとする場合には、中央工業地区指導機関と合意しなければならない。

第7条 工業地区では投資家の権利及び利益を保護し、投資財産に対する相続権を保障する。

投資家の財産は国有化しない。社会共同の利益と関連してやむを得ず投資家の財産を収用する場合には、投資家と事前に合意をして、その価値を補償する。

第8条 法に基づかなければ南側及び海外同胞並びに外国人を拘束、逮捕し、又は身体、住宅を搜索しない。

身辺安全及び刑事事件と関連して北南間に合意又は共和国と外国の間に締結された条約がある場合には、それに従う。

第9条 工業地区において経済活動は、本法及びその施行のための規定に従って行う。

法規で定めない事項は、中央工業地区指導機関及び工業地区管理機関が協議して処理する。

第二章 開城工業地区の開発

第10条 工業地区の開発は定められた開発業者が行う。

開発業者を定める事業は中央工業地区指導機関が行う。

第11条 開発業者は、中央工業地区指導機関と土地賃貸借契約を締結しなければならない

ない。

中央工業地区指導機関は、土地賃貸借契約を締結した開発業者に当該機関が発給した土地利用証を交付しなければならない。

第12条 工業地区の土地賃貸期間は、土地利用証を発給した日から50年とする。

土地賃貸期間が終了した後も、企業の申請により、賃借した土地を継続して利用することができる。

第13条 開発業者は、工業地区開発総計画を正確に作成し、中央工業地区指導機関に提出しなければならない。

中央工業地区指導機関は、工業地区開発総計画を受領した日から30日以内に審議結果を開発業者に通知しなければならない。

第14条 工業地区の開発は、承認された工業地区開発総計画に従い行う。

工業地区開発総計画を変更しようとする場合には、中央工業地区指導機関に申請書を提出し、承認を受ける。

第15条 中央工業地区指導機関は、開発工事に支障をきたさないよう、建物及び付着物を適時に撤去、移設して住民を移住させなければならない。

開発区域内にある建物、付着物の撤去及び移設、住民の移住にかかる費用は開発業者が負担する。

第16条 開発業者は、開発区域内にある建物及び付着物の撤去事業が終了し次第、開発工事に着手することができる。

工業地区開発は、段階別に分けて行うことができる。

第17条 工業地区のインフラ建設は開発業者が行う。

開発業者は必要に応じて、電力、通信、用水保障施設等のインフラ対象を他の投資家と共同で建設し、又は譲渡、委託の方法で建設することができる。

第18条 開発業者は、インフラ対象建設が終了し次第、工業地区開発総計画に従い投資企業を配置しなければならない。

この場合、工業地区の土地利用権及び建物は、企業に譲渡し、又は転貸することができる。

第19条 開発業者は、工業地区において住宅建設業、観光娯楽業、広告業等の営業活動を行うことができる。

第20条 中央工業地区指導機関及び当該機関は、工業地帯開発に支障をきたさないよう、人員の出入と物資の搬出入条件を保障しなければならない。

第三章 開城工業地区の管理

第21条 工業地区に対する管理は、中央工業地区指導機関の指導の下に工業地区管理機関が行う。

工業地区管理機関は、工業地区の管理運営事業の状況を四半期別に中央工業地区指導機関に報告しなければならない。

第22条 中央工業地区指導機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 開発業者の指定
2. 工業地区管理機関の事業に対する指導
3. 工業地区開発事業に対する指導
4. 対象建設設計文書の合意
5. 工業地区法規の施行細則作成

6. 企業が要求する労働力、用水、物資の保障
7. 工業地区で生産された製品の北側地区における販売の実現
8. 工業地区の税務管理
9. その他国家から委任された事業

第23条 中央工業地区指導機関は、工業地区の管理運営と関連して提起される問題を当該機関と正常に協議しなければならない。

当該機関は、中央工業地区指導機関の事業に積極的に協力しなければならない。

第24条 工業地区管理機関は、開発業者が推薦する成員で構成する。

中央工業地区指導機関が推薦する成員も工業地区管理機関の成員となることができる。

第25条 工業地区管理機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 投資条件の整備と投資誘致
2. 企業の創設承認、登録、営業許可、
3. 建設許可及び竣工検査
4. 土地利用権、建物、車両の登録
5. 企業の経営活動に対する支援
6. インフラ施設の管理
7. 工業地区の環境保護、消防対策
8. 南側地区から工業地区に出入する人員及び輸送手段の出入証明書の発給
9. 工業地区管理機関の作業準則作成
10. その他、中央工業地区指導機関が委任する事業

第26条 工業地区管理機関の責任者は理事長である。

理事長は工業地区管理機関の事業全般を組織し、指導する。

第27条 工業地区管理機関は運営資金を持つ。

運営資金は、手数料等の収入金をもって充当する。

第28条 南側地域から工業地区に出入する南側及び海外同胞並びに外国人並びに輸送手段は、工業地区管理機関が発給した出入証明書を所持し、指定された通路で査証なしで出入することができる。

共和国の他の地域から工業地区に出入する秩序、工業地区から共和国の他の地域に出入する秩序は別に定める。

第29条 工業地区において南側及び海外同胞並びに外国人は、文化、保健、体育、教育分野の生活上の便宜を保障され、郵便、電話、ファックス等の通信手段を自由に利用することができる。

第30条 工業地区に出入、滞留、居住する南側及び海外同胞並びに外国人は、定められたところに従い、開城市の革命史跡地、歴史遺跡・遺物、名勝地、天然記念物等を観光することができる。

開城市人民委員会は、開城市の観光対象及び施設をよく整備し、保存、管理して必要なサービスを提供しなければならない。

第31条 工業地区において広告は、場所、種類、内容、方法、期間等に制限を受けずに行うことができる。

但し、野外に広告物を設置する場合には、工業地区管理機関の承認を受ける。

第32条 工業地区において物資の搬出入は申告制とする。

物資を搬出入しようとする者は、搬出入申告書を正確に作成し、物資出入地点の税関

に提出しなければならない。

第33条 工業地区に搬入し、又は工業地区から南側又は外国へ搬出する物資及び共和国の機関、企業所、団体に加工を委託する物資に対しては、関税を賦課しない。

外国から搬入した物資をそのまま共和国の他の地域に販売する場合には、関税を賦課することができる。

第34条 検査、検疫機関は、工業地区の出入検査、税関検査、衛生及び動植物検疫事業を工業地区の安全及び投資誘致に支障をおよぼさないよう、科学技術的方法で迅速に行わなければならない。

第四章 開城工業地区の企業創設運営

第35条 投資家は工業地区に企業を創設しようとする場合、工業地区管理機関に企業創設申請書を提出しなければならない。

工業地区管理機関は、企業創設申請書を受理した日から10日以内に、企業創設を承認し、又は否決する決定を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。

第36条 企業創設承認を受けた投資家は、定められた出資を行い、工業地区管理機関に企業登録を行った後、20日以内に当該機関に税関登録、税務登録を行わなければならない。

この場合、定められた文書を提出しなければならない。

第37条 企業は、従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。

管理人員及び特殊な職種の技術者、技能工は工業地区管理機関を通じて中央工業地区指導機関と合意して、南側又は外国の労働力で採用することができる。

第38条 企業は承認を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならない。

業種を増やし、又は変更しようとする場合には、工業地区管理機関の承認を受けなければならない。

第39条 企業は、工業地区外の共和国領域において経営活動に必要な物資を購入し、又は生産した製品を共和国領域に販売することができる。

必要に応じて、共和国の機関、企業所、団体に燃料、資材、部品の加工を委託することもできる。

第40条 工業地区において商品の価格及びサービス料金並びに企業と共和国の機関、企業所、団体の間で取引される商品の価格は、国際市場価格に準じて、当事者が合意して定める。

第41条 工業地区において流通貨幣は転換性外貨とし、クレジットカード等を使用することができる。

流通貨幣の種類及び基準貨幣は、工業地区管理機関が中央工業地区指導機関と合意して定める。

第42条 企業は工業地区に設立された銀行に口座を置かななければならない。

工業地区管理機関に届け出て、工業地区外の南側又は外国銀行にも口座を置くことができる。

第43条 企業は会計業務を正確に行い、企業所得税、取引税、営業税、地方税等の税金を適時に納付しなければならない。

工業地区において企業所得税率は、決算利潤の14%とし、インフラ建設部門及び軽工業部門、先端科学技術部門は10%とする。

第44条 工業地区では、外貨を自由に搬出入することができる。

経営活動を行って得た利潤及びその他の所得金は、南側地域又は外国に税金なしに送金し、又は持ち出すことができる。

第45条 工業地区に支社、営業所、事務所等を設置しようとする場合には、工業地区管理機関に該当する申請を行い、承認を受ける。

支社、営業所は工業地区管理機関に登録をしてはじめて営業活動を行うことができる。

第五章 紛争解決

第46条 工業地区の開発、管理運営及び経営活動と関連した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。

協議の方法で解決することができない場合には、北南間で合意した商事紛争解決手続又は仲裁、裁判手続で解決する。

附則

第1条 本法は採択された日から実施する。

第2条 開城工業地区と関連して北南間で締結した合意書の内容は、本法と同じ効力を持つ。

第3条 本法の解釈は、最高人民会議常任委員会が行う。

(以上)

朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は下記の通り、決定する。

1. 開城市に民族經濟を發展させていくことを基本とする朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置する。
2. 開城工業地区は、開城市、子男洞、善竹洞、東興洞、冠訓洞、南門洞、南安洞、銅岷洞、北安洞、海運洞、扶山洞、満月洞、雲鶴1洞及び高麗洞の一部、恩徳洞の一部、内城洞の一部、駅前洞の一部、龍山洞の一部、雲鶴2洞の一部、徳岩洞の一部、保善洞の一部、紡績洞の一部、松獄洞の一部、南山1洞の一部、南山2洞の一部、板門郡の板門邑の一部、三鳳里の一部、田齋里の一部とする。
3. 開城市板門郡板門邑を鳳東里に改め、板門郡の鳳東里、進鳳里、平和里、東倉里、板門店里及び三鳳里の一部、田齋里の一部を開城市に、開豊郡の解線里の一部を開城市松獄洞に、板門郡の田齋里の一部を仙跡里に合併させ、仙跡里を長豊郡に、板門郡の三鳳里の一部を上道里に合併させ、上道里、大蓮里、禾谷里、嶺井里、新興里、月井里、祖江里、臨漢里、徳水里、大龍里を開豊郡に移し、板門郡を廃止する。
4. 開城工業地区には、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。
5. 開城工業地区内の現開城市街地は、観光区域のみとし、それに対する管理は、開城市人民委員会が行う。
6. 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区の開発のための法人及び個人、その他經濟組織の自由な投資を許容し、その財産を法的に保護する。
7. 中央工業地区指導機関は、開城工業地区が建設され、その管理運営が活性化されるに従い、工業地区をさらに増やすことができるよう、該当する対策を立てる。
8. 朝鮮民主主義人民共和国内閣及び当該機関は、この政令を執行するための実務的対策を立てる。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会

チュチェ 91 (2002) 年 11 月 13 日

平壤

(以上)